

Ⅲ 教育の原点としての家庭の力を高め、 人づくりのために力をつなげる

チームスピリットプロジェクト

親子の「触れ合い」は、子どもの成長にとって欠かすことのできないものであり、親自らが主体的に子どもの教育や学校、地域にかかわっていかねばなりません。これまでは、ともすると、行政が家庭教育に立ち入ることはタブーとされていました。しかし、親であるための、あるいは、親となるための学習を支援することや、親が積極的に学校や地域の教育にかかわることなど、つながりを強固にしていく取組が必要となっています。

また、縦割り社会の中で、かかわりが希薄になりがちであった、教育行政と福祉・労働行政、学校教育と社会教育、産・学・官、千葉県教育を担うパートナーである公立学校と私立学校などが力強く連携し、人づくりの力を結集して「教育立県ちば」を実現します。

＜千葉県の教育を元気にする有識者会議提言＞

【目標の設定】

| 項 目 | 現 状 | 目標 (H26年) |
|--|------------------|-----------|
| 学校評価における保護者アンケートにおいて、「学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる環境が整っている」と回答した保護者の割合 | 82.0% (H20年度) | 85.0% |

「親学」の導入など、家庭教育を支援する

【課題と施策の方向】

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、乳幼児期の子どもにとって、一緒に生活する親は、最も身近な手本となります。また、文部科学省で実施した全国学力・学習状況調査の分析によると、学力には基本的な生活習慣と家庭での学習習慣が影響しており、学習習慣には家庭でのコミュニケーションが影響していることが明らかになっています。

親は、自らの行動を通して、基本的な生活習慣をはじめ豊かな情操、基本的な倫理観、自立心など、子どもの基礎的能力を育てていく必要があります。

また、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、このような時期に行われる幼児教育は非常に重要であることから、家庭と小学校・幼稚園及び保育所等との連携強化を図り、就学前の教育・保育を一体的に推進していくことが必要です。

このため、親が自信と誇りをもって子育てを行い、親も子どもと一緒に学び、育っていくことができるよう、様々な状況にある子育て中の親たちに対し、発達の段階に応じた育児・教育相談の機能充実を図ります。さらに、「親学」など民間団体のプログラムも含めた、学習機会の提供方法について検討するなど、すべての親に対して子育ての在り方、重要性を啓発し、家庭の教育力の向上を支援します。

また、幼児の創造性と豊かな心をはぐくむため、幼稚園・保育所と小学校の連携を促進し、幼児の家庭での生活体験に配慮した指導や保護者の幼児教育への理解を深めるための活動の充実、地域の親子を対象とした支援活動の実施など、幼児教育の振興・充実を図ります。

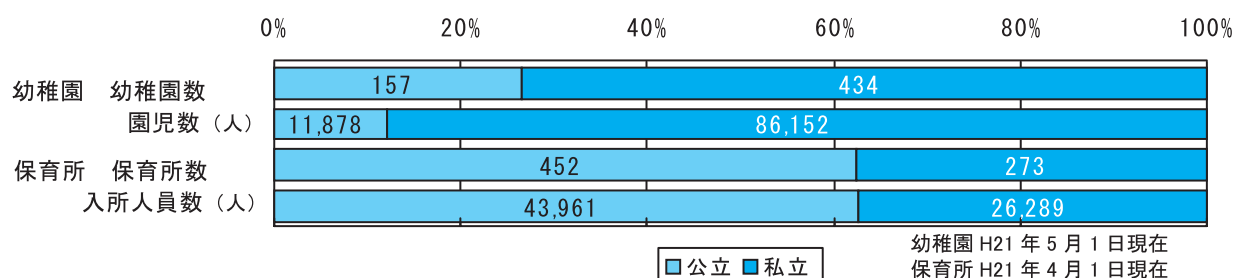
さらに、学校は、将来親となるための学びの場として、親の役割や子育ての重要性・喜び、子どもの発達について理解する学習の充実を図ります。

（目標の設定）

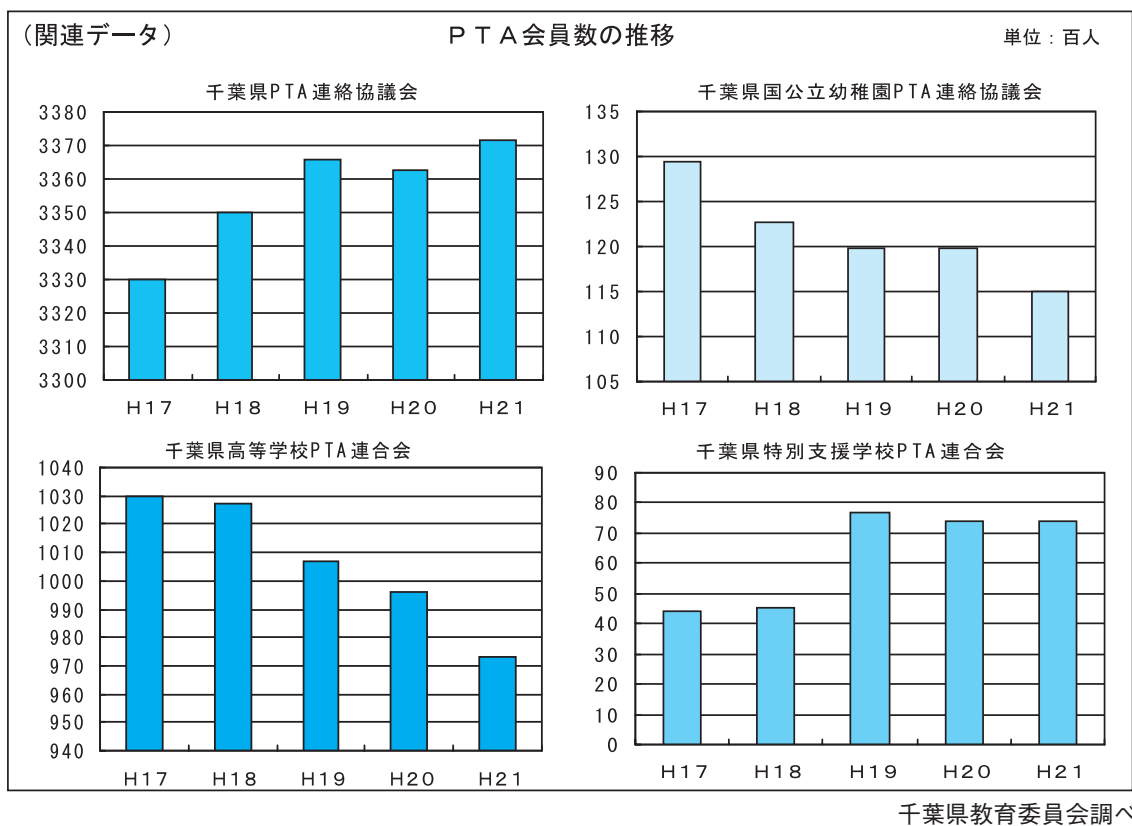
| 目標項目 | 現 状（基準年） | 目標（H26年） |
|---|-------------------|----------|
| 全国学力・学習状況調査において「家の人と学校の出来事について話をしている」と答えた生徒（中学生）の割合 | 59.6% (H21 年度) | 65% |
| 家庭教育の推進に係る協力企業等の数 | 25 社 (H21 年度) | 増加を目指します |

（関連データ）

幼稚園数、園児数と保育所数、入所人員の比率



幼稚園は平成 21 年度学校基本調査（文部科学省）、保育所は千葉県児童家庭課調べ



【5年間に実施する重点的な取組】

(1) 家庭教育への支援

子どもが「あいさつ」「約束を守る」「美しい日本語を話す」など、基本的な生活習慣を身に付け、規範意識の芽生えを培うため、子育て中の親に対し、パソコンや携帯電話など身近にある媒体を活用して、大人が子どもの手本となることや家庭における「お手伝い」の大切さなど、子育てや家庭教育に関する知識や情報の提供に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

また、子育てや家庭教育に関する講座など、親の学習機会の充実を促進するほか、市町村家庭教育相談員のネットワークの構築と資質向上により、すべての教育の出発点である家庭教育を支援します。

【実施する主な施策】

○携帯サイトなどを利用した家庭教育情報の提供（関連 II-1(1)）

子どもの発達を正しく理解し、子どもの発達の段階に応じた生活習慣、学習習慣、食育等も含めた家庭教育で直面する問題への知識や手立てを掲載した「親力アップいきいき子育て広場」をインターネットで発信するとともに、メール相談を活用した親力の向上を図ります。

○家庭教育にかかわる相談体制の充実

家庭教育にかかわる相談関係者のネットワークの構築や、母子保健関係職員の資質向上、市町村家庭教育相談員等のカウンセリングなどの専門的な知識や技術の習得を図るとともに、子育て支援に関する民間の資格を持つアドバイザー等との連携により、家庭教育相談体制を充実します。

(2) 幼児教育の充実

幼児の生活は、家庭を原点として、次第に広がりを持つものであることに留意し、幼稚園・保育所等と家庭が十分に連携を図るとともに、保護者が教職員や保育士と交流したり、保育の一日体験をするなど、保護者と幼児の活動の機会を設けるとともに、保護者の幼児教育に関する理解を図ります。

【実施する主な施策】

○幼稚園教育指導資料集の作成（関連 II-7 (2)）

新しい教育要領の趣旨の説明や子育て支援の実践事例等を掲載した指導資料集を作成し、県内の公立及び私立幼稚園に配付します。

○幼稚園教員・保育士の資質の向上

幼稚園の教育課程における指導上の諸問題、幼保小連携、子育て支援・預かり保育等について、幼稚園・小学校の教員、保育士等が合同で研究協議を行うとともに、幼稚園教員の保育技術や発達の段階に応じた保護者支援の在り方、園長を対象にした幼稚園の運営・管理など、専門的な研修を実施し、幼児教育の指導力向上を図ります。

○幼稚園における子育て支援活動の推進

学校法人等の設置する幼稚園が、施設や教育機能を積極的に地域に開放し、地域の子どもたちに遊びの場を提供するとともに、保護者に対する教育相談や幼児教育に関する各種講座を開催する取組を支援します。

(3) 学校・地域における家庭教育の普及

学校の入学式や保護者会等を活用し、子どもの生活習慣やしつけ、家庭学習の在り方などを伝えていくほか、親の交流の場として、「学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会」^{注1}などを効果的に活用し、家庭教育の向上に向けた取組を支援します。

【実施する主な施策】

○親としての心構えや子育ての基本としての「親学」など、親としての学びの啓発

教育の原点は家庭にあり、親は人生最初の教師として、子どもの教育に第一義的責任を負っていることをはじめ、子どもの人格形成の基礎は幼少期の家庭教育にあることなど、親としての学びの大切さについて、様々な機会をとらえ、広く啓発していきます。

また、母子手帳等を活用して親としての学びの記録を残すなど、親としての学びの継続や深化の動機付けとなる方策について検討します。

○「学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会」を活用した家庭教育の支援

(関連 II-4 (1)、III-2 (1))

家庭と地域社会が互いに理解し合い、地域が地域社会を大家族としてとらえ、子どもたちの教育に協力し合う環境づくりを目指します。

○学校から発信する家庭教育支援の推進

子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、すべての家庭の教育力の向上を図るため、県内小・中学校の様々な家庭学習への取組の紹介や「学校から発信する家庭教育支援プログラム^{注2}」の県内保育所・幼稚園・小学校・中学校への配付により、学校行事など様々な機会を活用した効果的な家庭教育支援を行います。

○企業と連携して取り組む家庭教育支援

県内企業に対して、社員研修の場を利用した子育て支援講座の実施を働きかけるとともに、家庭教育支援資料の社内掲示などを依頼し、働く父親・母親への企業と連携した家庭教育支援を行います。

○親の働く姿に接する「子ども参観日」の推進（関連 I-1（2）、II-2（3））

子どもたちが、親の働く姿に接することができるよう、企業等に「子ども参観日」の実施を働きかけるとともに、実施した企業等をホームページ上で紹介するなど、企業等の参加を促進します。

（4）思春期の児童生徒や家庭への支援

思春期の児童生徒やその家族等に対して、悩みの相談等を行うことにより、思春期の子どもの心と体の健全な育成を図ります。

【実施する主な施策】

○思春期保健事業

思春期の児童生徒やその家族等を対象に、思春期特有の身体や性、食生活、心の問題に関する知識の普及・啓発を行うため、「思春期保健相談」や「思春期教室」、「ピア・エデュケーター^{注3}相談」活動を推進します。

（5）親となってかけがえのない子育てを行うための教育の推進

将来親となる子どもたちが、かけがえのない子育てを行うことができるよう、学校と幼稚園・保育所が連携して乳幼児との触れ合い活動を推進し、家族の役割や命の尊さなどについて学習する機会の充実を図ります。

【実施する主な施策】

○子育て体験学習の推進（関連 II-1（2））

幼稚園・小学校の合同授業や読み聞かせ、中学校の職場体験活動、高等学校のインターシップなど、小・中・高校生等が幼稚園や保育所で保育体験をする機会の充実に努めます。

注1 学校を核とした県内1000か所ミニ集会：千葉県教育委員会が県内の各公立学校に呼びかけ、各学校を会場として地域住民が自由に参加し本音で語り合うために実施している集会。平成12年度から毎年約1200か所で開催されており、全国的にも例を見ない特色ある取組です。

注2 学校から発信する家庭教育支援プログラム：平成21年度に千葉県教育委員会と市原市教育委員会が協同して開発しました。子どもの発達の段階（0歳児～6歳児、小学生、中学生）に応じ、心の成長、親子のコミュニケーション、食生活、友人関係、家庭学習など様々な予想される子育ての悩みについての家庭教育支援資料とその指導のためのプログラムです。

注3 ピア・エデュケーター：同世代の仲間の相談相手となるために必要な専門のトレーニングを受けた若者です。

声 こえ koe

- ・「こういう子に育てたい」。それはつまり、私たちがどう生きていきたいかが問われている。
- ・不安が大きい社会の中で、子どもを産み、育てるお母さんたちはがんばっていると思う。
- ・父親が子育てにかかわることによって、子どもの自立は促される。父母両方の役割が必要だ。
- ・子育ての井戸端会議、そういった地域で子育ての交流ができるような場も必要だと思う。

<千葉県の教育を元気にする有識者会議・みんなで取り組む千葉教育会議・タウンミーティングから>

2

学校教育と社会教育、国公立教育と私学教育、産・学・官、公と民などのネットワークを構築する

【課題と施策の方向】

子どもたちの社会性を様々な経験・体験の中ではぐくむため、学校だけではなく、社会教育関係団体や民間を含めた地域の様々な教育力を活用し、世代を越えた地域住民が連携・協力して子どもたちの育成にかかわっていくことが必要です。

また、子どもたちが社会的に自立した個人として成長し、地域社会で共に生きていけるよう、家庭、学校、地域、企業などが、それぞれの役割や責任を果たすとともに、相互に協力していく必要があります。

このため、学校は地域コミュニティづくりの核として、地域のニーズを踏まえた学校づくりを進めること、地域住民や企業は、それぞれの持っている力を生かして学校教育を支援することなどを通して、学校・地域のネットワークを構築し、教育力を高めていきます。

一方で、博物館、美術館、図書館、公民館などの社会教育施設の機能の充実と相互の連携など、子どもも大人も生涯にわたって学び続けることのできる、生涯学習社会の実現に向けた取組が求められています。

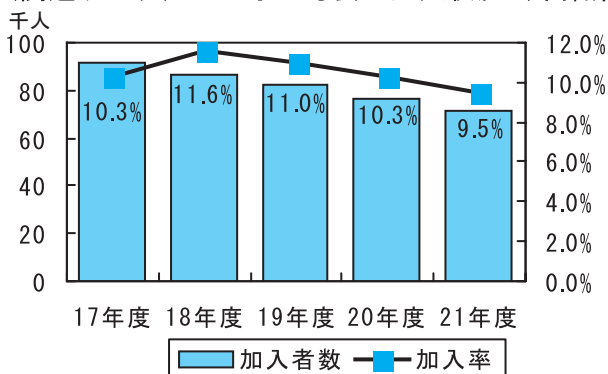
このため、社会教育施設や社会教育団体、民間企業、私学教育機関、大学等の高等教育機関、福祉や労働部局等と連携・協力するための環境づくりに取り組み、教育に関する幅広い意見・情報交換により、県全体の教育力の向上を図ります。

さらに、大人も子どもも生涯にわたって自ら学び、学んだ成果をボランティア活動や子どもたちの教育などに生かす「学びの循環」を確立するため、地域で様々な活動に取り組んでいるグループや人をつなぐコーディネーターを発掘・育成し、生涯学習のネットワークを構築します。

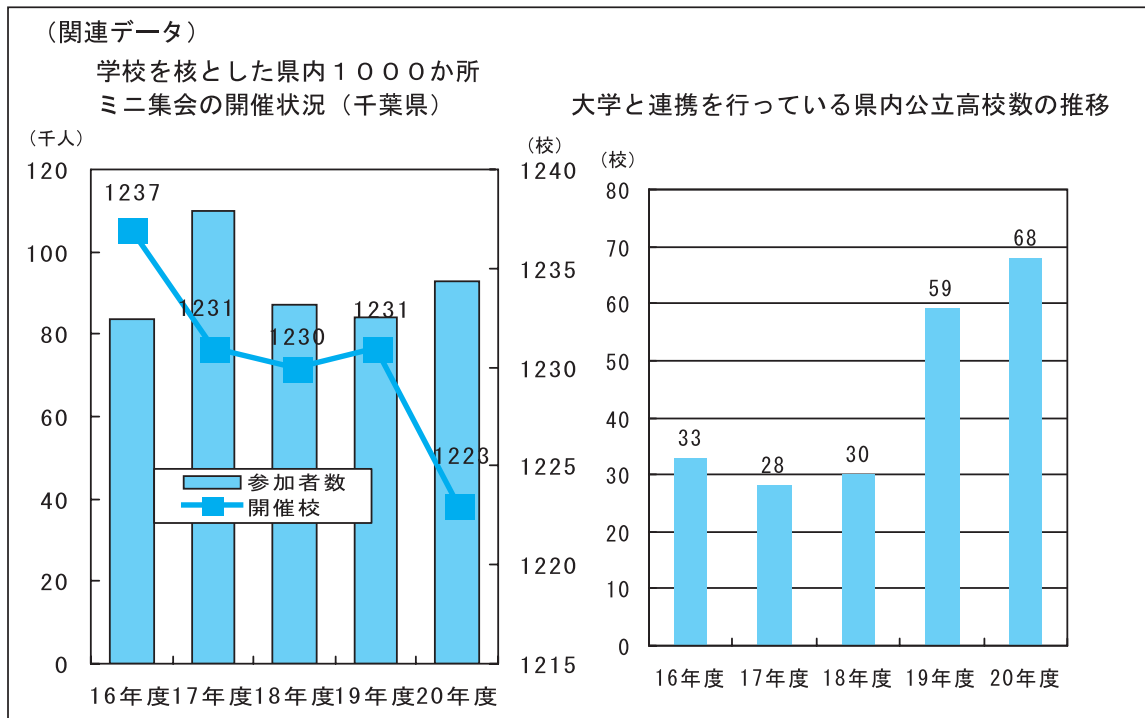
(目標の設定)

| 目標項目 | 現 状 (基準年) | 目標 (H26年) |
|---|--------------------|-----------|
| 放課後子ども教室の実施箇所数 | 120 か所 (H20 年度) | 増加を目指します |
| 「学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会」を地域とともに企画運営している学校の割合 | 25.6% (H20 年度) | 60% |

(関連データ) 子ども会の加入状況 (千葉県)



- ・「加入者数」は、「千葉県子ども会育成連合会」に加入している子ども会所属の、未就学児（3才～5才）、小・中学生、高校生の合計である。
- ・「加入率」は、千葉県内の未就学児及び児童生徒数に対する加入者数を表す。



千葉県教育委員会調べ

【5年間に実施する重点的な取組】

(1) 地域の力を結集した地域教育力の向上

子どもたちの教育に対して深い理解と多様な専門性を持った地域住民が、それぞれ培ってきた知識・技術、豊富な経験を生かして学校教育等を支援する取組など、学校に地域の人々が集い、世代を越えた交流により地域の活性化を図りながら、教育の質の向上に努めます。

また、市町村や地域と連携・協働し、学校の余裕教室等を活用した、放課後や週末等の子どもたちの活動拠点づくりを推進します。

【実施する主な施策】

○「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の充実(関連 II-4(1)、III-1(3))

「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」を企画段階から保護者や地域住民が学校と一体となって運営することにより、家庭、学校、地域のつながりを強固にし、ミニ集会で話し合われた、地域からの提案などを学校・地域が責任をもって実行することにより、発展性のある地域交流につなげます。

○地域とともに歩む学校づくりの推進(関連 II-3(4))

小・中学校と地域の連携により、教育を核とした新しい地域コミュニティを構築し、地域の子どもたちを地域で育てていくため、市町村教育委員会、PTA、地元企業等の支援団体の協力を得て、学校の空き教室等を活用して「地域ルーム」を設置し、学校にコーディネーターを配置するなど、地域ぐるみで学校教育を支援する体制づくりを支援します。

○放課後子ども教室の推進

子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)づくりのため、小学校の余裕教室等を活用し、地域の人々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を市町村と連携して推進します。

○地域コーディネーターの育成

「地域とともに歩む学校づくり」や「放課後子ども教室」など、学校と地域住民との連携を進めるために、地域コーディネーターや学校支援ボランティアの発掘や育成に努めます。

(2) 産・学・官の連携強化による子どもの自立への支援

就職を希望する高校生や特別支援学校の生徒が社会的、職業的に自立することができるよう、教育、労働、福祉、医療、企業等の関係機関と連携した体制を整備し、社会への円滑な移行を支援します。

また、教育委員会と経済団体、各学校と企業が一体となって、社会人になって高度な労働市場に対応できる子どもを育てるための新たな教育体制づくりを検討していきます。

【実施する主な施策】

○高校生や特別支援学校の生徒への職業的自立の支援（関連 II-6(2)）

子どもたちが、明確な目的意識を持ち、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を身に付け、社会人・職業人として自立できるよう、高等学校ではインターンシップをはじめとした勤労観、職業観を育てるキャリア教育を推進します。特に職業高校では、社会人になって知識を応用し高度な労働市場に対応できるよう、大学や研究機関、地域産業界と連携し先進的な技術体験や企業技術者の実践的な指導により、将来の職業人の育成を図ります。

また、特別支援学校高等部に在籍している生徒で、上半期までに就職内定に至らなかった生徒に対して、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、生徒の能力、適性及び地域の障害のある人の雇用ニーズに対応した多様な訓練を実施します。

(3) 社会教育機能の連携強化など、生涯学習社会を目指した取組の支援

子どもも大人も時代の求める新たな学びに取り組み、必要に応じて学び直すことができるなど、生涯にわたって自ら学び続けることができるよう、大学などの教育機関、社会教育施設、市町村、民間団体と協力しながら多様な学びの機会を提供します。

そして、学んだ成果を地域活動や学校教育で生かす場を広げていき、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」実現のための取組を推進します。

【実施する主な施策】

○学ぶ場と学ぶための情報提供の充実

県立学校の施設開放や専門性を生かした開放講座、社会教育施設等での読み聞かせ、ボランティア活動、文化活動、環境保全活動など、様々な内容の学習を提供します。

また、生涯学習情報提供システム「ちばりすネット^{注1}」や「千葉県内図書館横断検索システム」、県立美術館・博物館の資料や文化財情報のデータベースを活用し、県民の生涯学習を支援します。

○学んだ成果が適切に評価される社会づくり

県民一人一人が目標を持って学び続けることや学び直しができるよう、県民の生涯学習を支援する「まなびシステム“ちばネット”」を活用し、県、市町村、高等教育機関、民間教育事業者等で提供する講座・セミナー等で学習した成果を認める奨励証を交付するとともに、その成果を社会に生かすための支援を行います。

○学んだ成果やキャリアを地域や学校教育に生かす取組の推進

県民が生涯学習で学んだ成果やこれまで培ってきたキャリアを、地域や学校教育で幅広く

生かす機会を提供するため、学習の成果を社会的な活動に生かそうとする人を指導者として養成するほか、学校教育やボランティア活動への参加に向けたイベントや講座を開催します。

また、美術館・博物館においては、館の活動をサポートする県民ボランティアの受入れ、市町村、NPO等地域の団体と連携した展示会の開催や体験事業を実施するなど、学びの成果を生かせる場を提供していきます。

(4) 高等教育機関との連携

大学・短期大学、専門学校など高等教育機関は、様々な資格取得やキャリア教育の最終段階としてだけではなく、地域の生涯学習を支える「知の拠点」として生涯学習社会にとって大きな期待が寄せられています。また、教員養成をはじめ、地域を支える専門人材の育成においても大きな役割を果たしています。

大学で生み出され、蓄積された知的資源を広く社会で活用するため、大学等での公開授業や開放講座等について広く情報提供していきます。

また、高校生の大学での講義受講等の機会は、高校生の学問に対する興味・関心を喚起し、学習意欲を高めるとともに、目的意識を持って主体的に進路を選択する能力・態度を育成する上で有効なものであることから、多くの高等学校が大学等との連携に取り組めるよう支援します。

○高大連携の促進（関連 I-1 (2)）

大学教員の高校での出張講義、高校生の大学での講義受講、大学の研究施設等を利用した実験・実習などの高大連携を支援するとともに、県内の高校と大学のネットワーク化を目指します。

○教員を目指す学生へのインターンシップの機会や情報の提供（関連 II-3 (1)）

熱意ある優秀な教員を養成するため、大学や短期大学からの要請にこたえ、総合教育センターにおいて教職を目指す学生や卒業生が参加できる「教職たまご塾」を開催するほか、公立学校教員を志望する大学生、短期大学生及び大学院生を対象に、小学校及び特別支援学校で実践体験する機会を提供します。

(5) 県教育委員会と市町村、私学等との連携強化

教育委員による学校の教育活動の視察や教職員との意見交換、「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」への参加を通して地域住民との意見交換などを進めるとともに、市町村教育委員会委員や私学関係者をはじめ、公安委員会委員等、幅広い分野の人々と教育に関する意見交換を行い連携協力体制の強化に取り組みます。

注1 「ちばりすネット」：千葉県が運営する千葉県生涯学習情報提供システム（Chiba Lifelong learning Information System）の愛称です。ちばりすネットでは県内の生涯学習に関する情報を県の機関や市町村、大学などから収集し、データベースに登録しています。<http://www.kplaza.pref.chiba.lg.jp/clistop/clistop.htm>

声 こえ koe

・教育は、学校と地域のコラボレーション、地域と教員が対等の立場で子どもを育てなければならない。
<千葉県の教育を元気にする有識者会議・みんなで取り組む千葉教育会議・タウンミーティングから>

3

様々な困難を抱えている子どもとその家族を支援する取組を強化し、教育のセーフティネットを確保する

【課題と施策の方向】

子どもたちが様々な困難にもかかわらず、将来に希望を持ち、夢をはぐくむためには、修学の機会が保証され、安全・安心に学ぶことのできる環境が確保されていることが必要です。

また、志を持って学習意欲を持ち続け、失敗を恐れずチャレンジするためには、再びチャレンジできる仕組みが整っていることが必要です。

チャレンジに失敗したり、いじめや不登校など様々な悩みを抱える子どもたちに、早期に対応するため、安心して悩みを相談できる体制の充実などきめ細かな指導体制や、行政・民間・NPO・医療機関等が連携したセーフティネットを構築し、地域全体で子どもや若者の支援を行います。

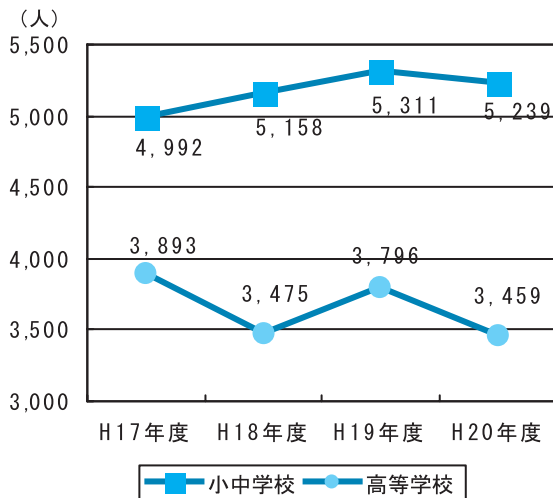
また、特別支援学校の機能の充実を図り、保護者や幼・小・中・高等学校等の要請に対し、特別支援教育に関する研修、助言、援助、教育相談を実施するほか、早期からの教育相談支援体制を整備します。

（目標の設定）

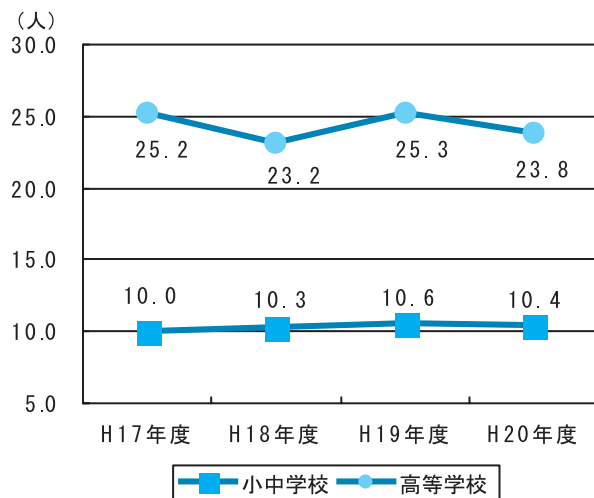
| 目標項目 | 現 状（基準年） | 目標（H26年） |
|-------------------------|----------------------------------|----------------------|
| 公立高等学校における不登校・中途退学生徒の割合 | 不登校 2.9% 中途退学 2.2% (H20年度) | 不登校・中途退学減少を 目指します |

（関連データ）

本県における不登校の状況

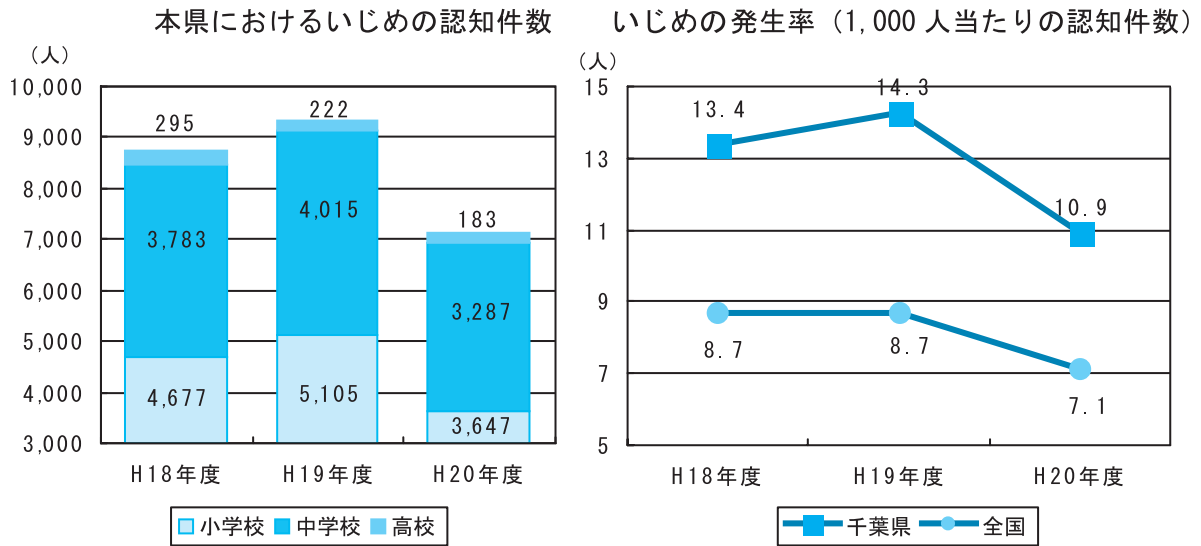


不登校の発生率（1,000人当たりの発生件数）



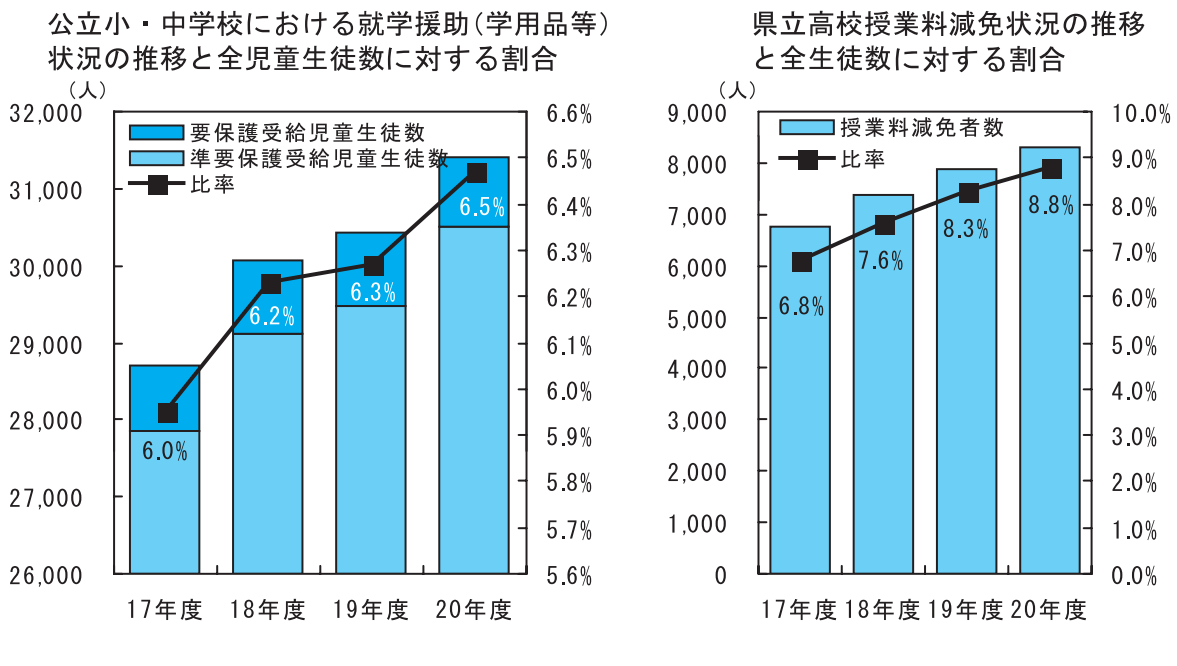
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）より

(関連データ)



児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 (文部科学省) より

(関連データ)



千葉県教育委員会調べ

【5年間に実施する重点的な取組】

(1) いじめや不登校に対する相談体制の充実

子どもや保護者が、多様な悩みについて専門的な見地からの助言を受けることができるようにするため、「子どもと親のサポートセンター」やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー^{注1}等の専門家と連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

また、不登校や中途退学、学校生活のなかで挫折を経験した児童生徒が、将来への夢と希望を

持ち、失敗を恐れず、個性や能力に応じた進路を見いだせるようNPO等民間団体や関係機関と連携し、きめ細かな支援に取り組みます。また、保護者や教員が、発達に応じた子どもとのかかわり方を学ぶことを支援します。

【実施する主な施策】

○「子どもと親のサポートセンター」による教育相談

「子どもと親のサポートセンター」の専門性を生かし、不登校、いじめ、発達や障害に関すること、子どもの養育上のことなど、子どもたちを取り巻く様々な課題に対する相談業務を行います。

○学校における不登校児童生徒等に対する支援

学校に校内不登校児童生徒支援教室を設置するなど、実践的な活動等を通して、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行います。

また、いじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期解決のため、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談対応等の支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置して福祉施設などの関係機関との連携を図ります。

○問題行動を抱える子ども等の自立支援

不登校、いじめ等に対する未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携を支援します。

また、県立青少年教育施設の自然環境やプログラムを活用し、生活体験や宿泊体験を通して、不登校児童生徒の自主性を養い、社会的自立を促すとともに、保護者には、家庭における親子のかかわり方を考える機会を提供します。

○NPOや民間団体と連携した不登校児童生徒支援の充実

不登校に関する講演やグループ懇談、情報提供などの不登校児童生徒を支援するNPOや民間団体の活動を支援することにより、不登校児童生徒支援の充実を図ります。

○高校中途退学者等に対する継続的な支援

学校と「地域若者サポートステーション」^{注2}などの自立支援関係機関・団体との連携を図り、就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や将来に向けた取組への意欲が認められる高校中途退学者等（中退予定者を含む）に対して、職業的自立に向けた継続的な支援を行い、早期の自立・進路決定を促します。

（2）障害のある幼児児童生徒とその保護者に対する、早期からの教育相談支援の充実

特別支援学校をはじめ市町村の療育機関^{注3}、保育所、幼稚園、認定こども園等が相互に連携して、地域における早期の教育相談支援ネットワークを構築し、乳幼児の発達や子育てに不安を抱く保護者が気軽に安心して相談できる体制の確立や、保護者が子どもの障害を理解し、受け止めながら子育てができるよう適切な支援を行います。

また、発達障害^{注4}を含むすべての障害のある子どもに対し、教育、医療、保健、福祉等の関係機関、民間の関係団体、NPO等の連携・協力による地域の教育相談の体制を整備し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行います。

【実施する主な施策】

○早期の教育相談支援の充実

特別支援学校では、その専門性や施設・設備の有効活用、校内体制の一層の整備などにより、本人・保護者や関係者に対する早期からの教育相談の充実を図ります。

特別支援学校、幼稚園、保育所、福祉施設や医療機関、認定こども園等は、相互に連携し、乳幼児の発達や子育てに不安を抱く保護者が気軽に安心して相談できる体制を目指します。

(3) 家庭や生活に様々な困難を抱えている子どもたちへの対応

経済的理由により修学に困難がある生徒が、安心して学ぶことができるよう、適切な支援を行います。

また、学習意欲のある生徒がいつでも志を持ってチャレンジできるよう、単位制の多部制定時制・通信制高校や、地域と連携し「キャリア教育」を推進する新たなタイプの高校など、生徒をサポートするシステムを充実していきます。

【実施する主な施策】

○学ぶ意欲のある生徒に対する修学の支援

経済的理由で修学困難な高校生等に対して、奨学金の貸与を行うほか、県内の私立高等学校及び専修学校高等課程が行う授業料減免事業を助成し、高等学校等の生徒に係る授業料負担の軽減を図ります。

○多部制定時制高校^{注5}・通信制高校の充実

自分のライフスタイルに応じて学ぶことができる多部制の定時制高校や、「いつでも」「どこでも」学習できる通信制高校において、一層のきめ細かな指導が行われるよう、更なる充実のための検討を行います。

○地域連携アクティブスクールの設置（関連 II-7（1））

地域との協同により、社会とのつながりを重視して、一人一人の生徒に応じた「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、これまで十分に発揮しきれなかった生徒の能力を引き出し、コミュニケーション能力や倫理観等を養い、地域と共に生きる自立した社会人の育成を目指す新しいタイプの学校（『(仮称)地域連携アクティブスクール』）の設置に向けた検討を進めます。

(4) 保護が必要な児童対策の充実・強化

子どもたちと長時間接している教職員は、子どもの変化に気づきやすく、虐待を発見しやすい環境にあります。

児童虐待に迅速に対応するため、養護教諭、生徒指導主事、学年主任、教頭、校長、校医、スクールカウンセラー等の異なる知識・経験・能力を持った職員集団が「チーム」となって問題解決に当たるとともに、児童相談所との連携強化を図り、児童虐待の早期発見に努め、子どもの安全を守ります。

【実施する主な施策】

○子ども・家庭 110 番の設置

児童虐待やいじめ、子育ての不安など、子どもにかかわる様々な相談に応じるため、「子ども・家庭 110 番」を中央児童相談所に設置し、専門の電話相談員が夜間、土日、祝日の相談にも応じるなど、相談機能の充実を図ります。

○学校における児童虐待の早期発見・早期対応の強化

児童虐待に対応する教職員のためのマニュアルの周知・活用促進を行うとともに、虐待に関する研修等を通じて、虐待防止のための教育や啓発に取り組みます。

- 注1 スクールソーシャルワーカー:児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門家です。
- 注2 「地域若者サポートステーション」:若者の職業的自立を支援する、厚生労働省の事業です。地方自治体や地域の若者支援機関と連携した包括的支援の窓口として、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援など、多様な就労支援メニューを提供しています。
- 注3 療育機関:障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる、医療と保育を行う機関です。
- 注4 発達障害:自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害のことをいいます。
- 注5 多部制定時制高校:午前部・午後部・夜間部からなる三部制の定時制など、複数の時間帯で授業を行う課程を持つ定時制高校です。

声 こえ koe

- ・「夢を持ちなさい」と言うだけでなく、「失敗を恐れなくていいんだよ」と言ってあげられる教育を望みたい。
- ・ちょっとつまづいたときに、ちょっと手をかけてあげられる。そんな場がどの学校にもあると、かなりの子どもを救うことができるのではないか。
- ・子どもや若者を支援するメンター制度の導入を検討する必要がある。

<千葉県教育を元気にする有識者会議・みんなで取り組む千葉教育会議・タウンミーティングから>

